

宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループの運営について(案)

1. 主査代理について

宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)に主査代理を置く。主査代理は、主査の指名により定める。主査代理は、主査が不在時にその職務を代行する。

2. 議事について

ワーキンググループは、原則として、非公開とする。

3. 議事要旨について

ワーキンググループの議事要旨は、原則として、会議終了後、速やかに公開する。ただし、主査が特に必要と認めるときに限り、議事要旨の全部又は一部を公開しないものとするができる。

4. 配付資料について

ワーキンググループにおける配付資料は、原則として、会議終了後、速やかに公開する。ただし、主査が特に必要と認めるときに限り、資料の全部又は一部を公開しないものとすることができる。

5. その他

その他、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、主査が決定する。